

高山市税条例の一部を改正する条例の概要について

1 個人市民税関係

(1) 給与支払報告書等の提出義務の見直し

- ・給与支払報告書等（給与支払報告書、公的年金等支払報告書）の提出義務者のうち、e L T A X又は光ディスク等による提出義務の対象とならないものについて、書面による提出に代えて、光ディスク等により提出する場合の市長の承認を不要とする。

[第31条]

(2) 公益信託に係る寄附金税額控除の見直し

- ・新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする。

[第36条の4]

※公益信託とは…個人や法人が財産を教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他の公益の増進に著しく寄与するものとして信託し、信託銀行等の受託者がその財産を管理運用し公益目的を実現するよう任務を遂行するもの。